

# 川越市教育振興

# 基本計画 (概要版)

## 計画の策定にあたって

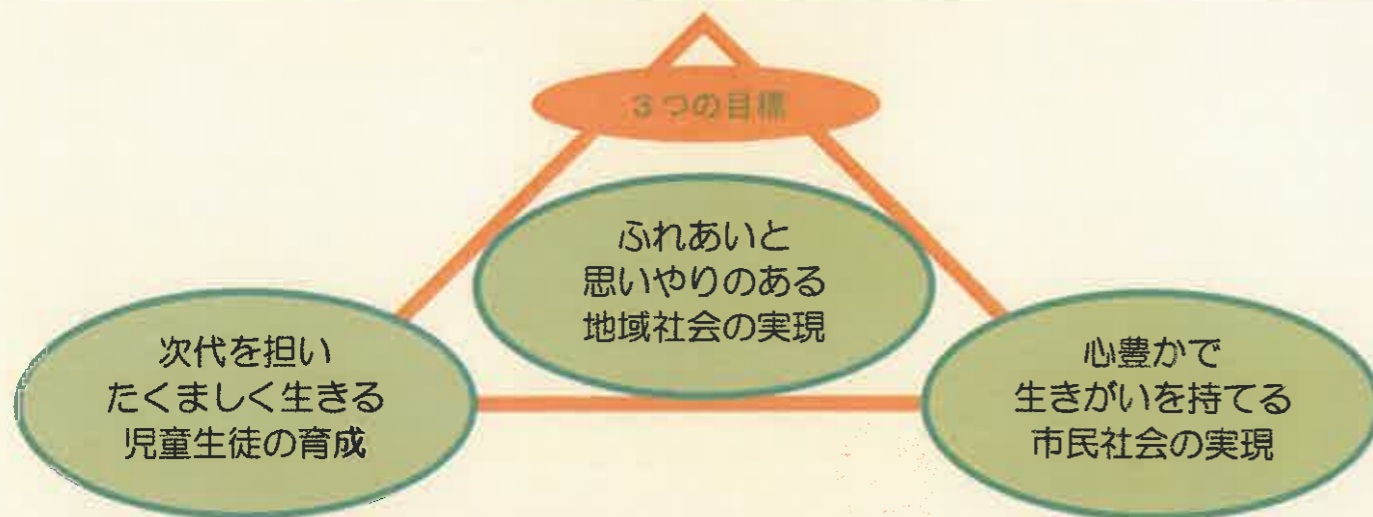
- 本計画は、教育基本法第17条に基づく本市の教育振興基本計画です。
- 本市の総合的な計画である「第三次川越市総合計画」を踏まえた、教育分野の方向性を示す計画です。
- 計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間です。

## 計画の推進に向けて

- 計画を効果的に推進するため、主な施策の目標値を設定するとともに、外部有識者の知見を活用し、事務事業の点検評価を実施することにより、計画の進行管理を行います。
- その結果を踏まえ必要に応じ、施策の見直しを行いながら計画を推進します。

## 基本理念

### 生きる力と学びを育む川越市の教育



教育は、人と人とのふれあい、人と自然とのふれあい、人と社会とのふれあいの中で、自らの生き方について考え、実践をしていく力を養うために重要な役割を果たしています。

学校教育は、児童生徒が基礎・基本を徹底して「学び」、確かな学力を育成することにより児童生徒の個の能力を伸長して自立した人間を育てること、また、学校内外の活動の中で多様な体験をして社会性を磨き、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成することが求められています。

市民一人ひとりには、生涯を通じて「学び」、主体的に「生きる力」を高めていくため、興味関心に応じた生涯学習や生涯スポーツに取り組むことが求められ、更に学習の成果を地域社会に還元できるシステムを構築し、学校教育を支援していく力となることも期待されています。

第三次川越市総合計画では、「教育・文化・スポーツ」分野の基本目標を「学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち」としています。このまちづくりを実現するため、児童生徒をはじめ市民総ぐるみで常に「学び」、変化の時代の中で「生きる力」を身に付けることにより、豊かな市民社会の実現を目指し、本市の教育振興基本計画の基本理念を「生きる力と学びを育む川越市の教育」とします。

## 3つの目標

### 次代を担いたくましく生きる児童生徒の育成

子どもたちが、変化の激しい社会を意欲的にたくましく生き抜くためには、基礎的な知識や技能を習得し、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むことが重要です。  
そのため、中核市としての本市独自の教職員研修体系の充実を図り、教職員の資質を向上させ、学習内容・学習方法の工夫改善をし、分かりやすい授業を展開していきます。  
また、子どもたちの体験を豊かにするため、地域社会と一体となった特色ある学校づくり、豊かな「学び」を保障する学校環境の向上、校種間連携等を推進します。  
これらの取組を通して、「次代を担いたくましく生きる児童生徒の育成」を目指します。

### ふれあいと思いやりのある地域社会の実現

子どもたちが基礎的・基本的な知識や技能を習得し、地域社会を構成していく市民としての資質を身に付けていくためには、地域に暮らす異年齢や異世代の人たちと、大いに交流するとともに、自然とのふれあいを通して、自然に対する畏敬の念などを醸成していくことも必要であり、その中で思いやりのある心も育まれます。  
また、基本的人権は憲法に保障された権利であり、市民一人ひとりが人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた教育・啓発を図るとともに、学校や地域における人権教育指導者の養成を通して、人権教育を推進します。  
これらの取組を通して、「ふれあいと思いやりのある地域社会の実現」を目指します。

### 心豊かで生きがいを持てる市民社会の実現

市民一人ひとりが、自発的な意思に基づいて行う、生涯学習、文化芸術活動、スポーツ活動、国際協力等に関わる活動は、個人の生きがいを高めるだけでなく、人と人とのふれあいを加速度的に広げていきます。  
また、川越は小江戸と呼ばれ、伝統文化の息づく街であり、この伝統文化を支援活動することにより、地域のコミュニティ意識を高めていくことが期待されています。  
更に、学習や活動の成果を地域社会や学校教育への支援として還元していくことができれば、地域の活性化に結び付いていきます。  
これらの取組を通して、「心豊かで生きがいを持てる市民社会の実現」を目指します。